



森林境界 明確化事業 説明会

— 今津町棕川地区 —

令和8年9月27日

 高島市役所森林水産課

高島市森林組合

アジア航測株式会社

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



高島市の森林と林業の概要

高島市

世帯数 19,514世帯（林家数995、農家数1,931）
人口 43,494人（林業就業者57人）
総面積 69,305ha（うち琵琶湖の面積 18,164ha）

森林面積 36,926ha
（林野率 53%）

▶ 陸地面積の**72%**が森林

保安林指定面積 7,010ha

▶ 琵琶湖へ注ぐ水の**約1/3**を
生み出している

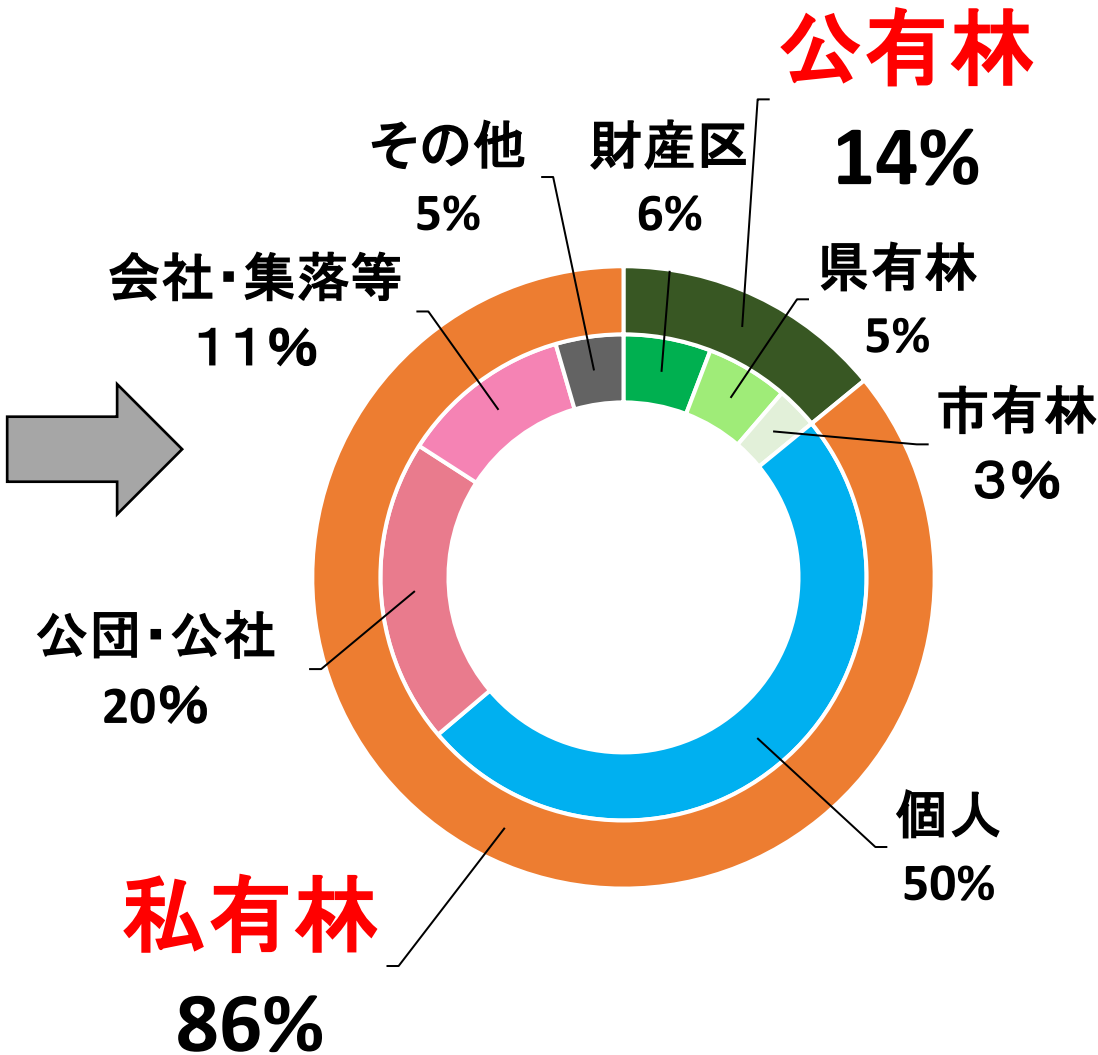
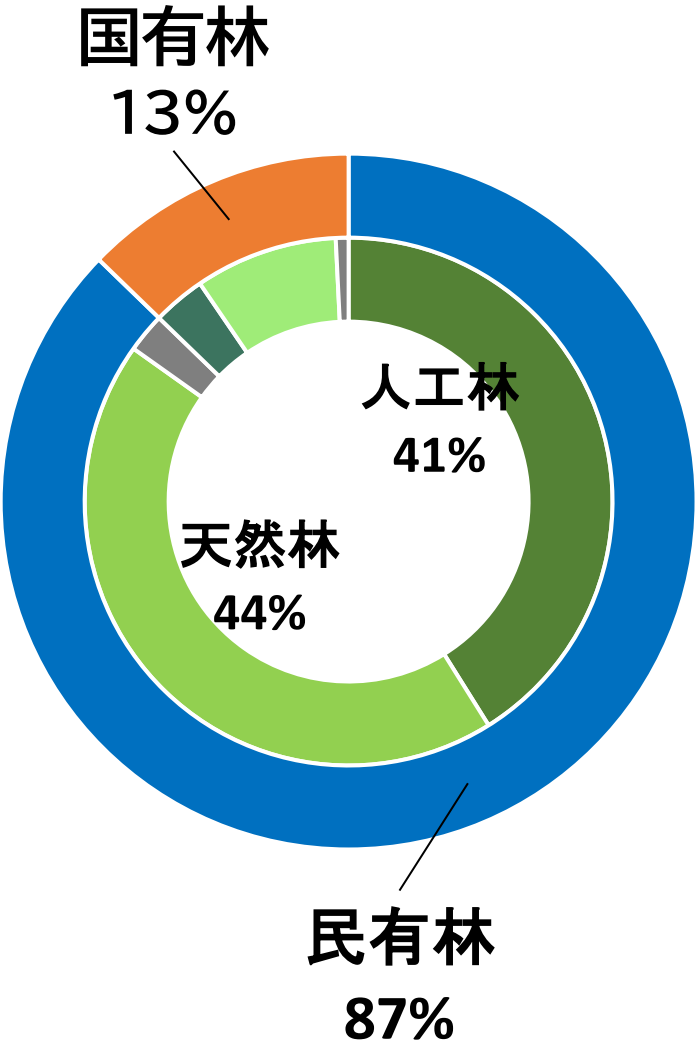
人工林面積 16,370ha
（人工林率 44%）

間伐実施目標 1年間あたり650ha

▶ **間伐実施面積160ha**

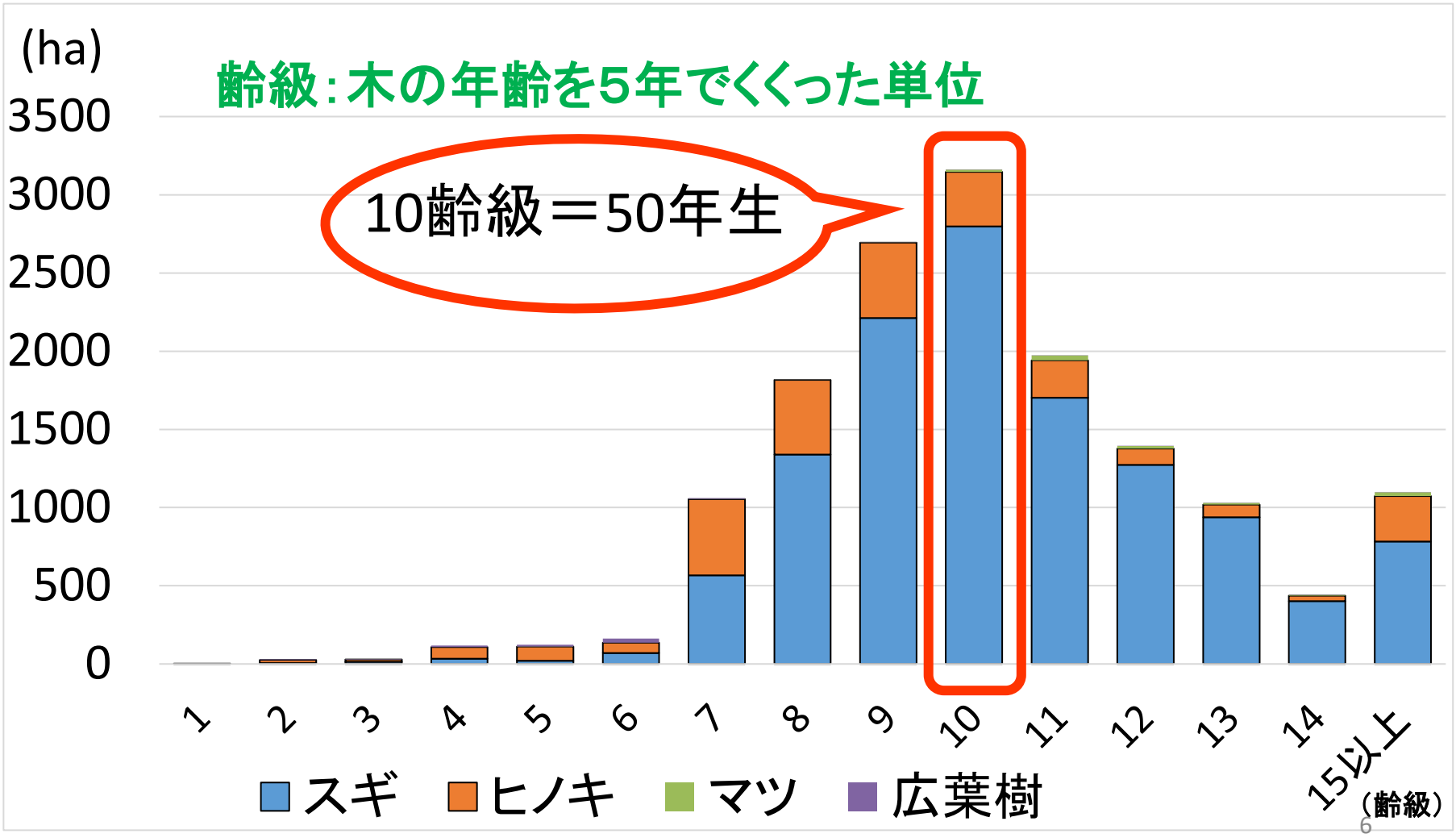
出典：令和6年度 滋賀県森林・林業統計要覧

高島市の森林の内訳



高島市の森林資源(民有林のうち人工林)

民有林のうち47%(15,177ha)が人工林
蓄積量は5,214千m³

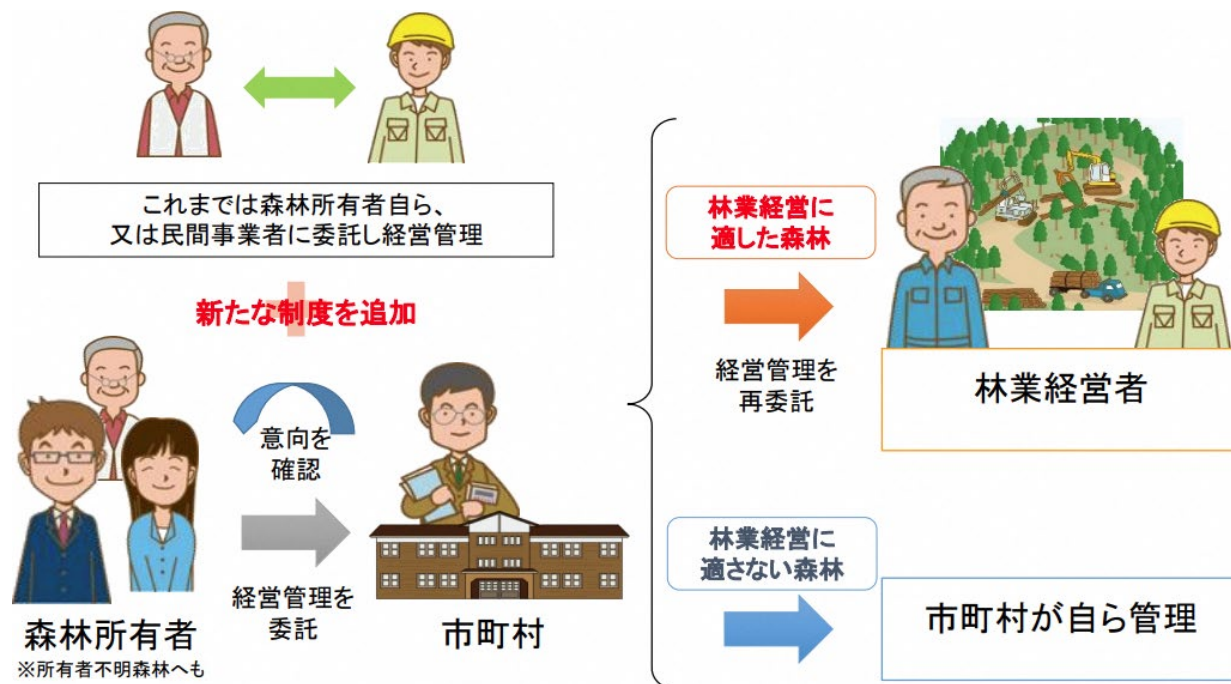


国内における森林・林業の現況と課題

○近年、木材価格の低迷、森林所有者の高齢化の進展、林業従事者の減少に加え、森林所有者を正確に把握できないことにより、手入れされず、山の境界も分からなくなるなど、荒廃する森林の増加が懸念されています。

○上記課題に対応するため、平成31年4月「森林経営管理法」が施行されました。

適切な森林管理が義務化され、集落単位で整備を進める必要があります。



■ 事業概要

課題

森林所有者を正確に把握できていないため、意向を確認することが難しい状況です。

現行の資料には課題が多く、森林所有者が不明確です。

◆ 台帳

【森林簿】

- ・情報の更新がされていない
- ・所有者の漏れがある

【登記簿】

- ・位置の把握が困難
- ・登記の所有者移転がされていない

◆ 地図

【公図】

- ・非常に古く、形状が不正確

【森林計画図】

- ・地番が記載されていない



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



森林所有者

※所有者不明森林へも



市町村

■事業目的

○本事業は、市内の森林の境界および所有者を明確にすることで、境界が不明確になることによる災害の発生、森林の多面的機能の発揮に深刻な影響を及ぼさないよう適正な森林の施業に結びつけるため実施します。

※森林組合等が施業を計画している地区について、国県の補助を受けて施業集約化に必要な森林経営計画を策定するため、施業計画地区の森林管理の境界を確認します。

また、直近では施業をする計画がないものの、将来的に施業が行えるよう施業計画候補地の森林管理の境界を確認します。

目指す姿



林業を盛り上げ、美しい森林を次世代に繋いでいくためには、森林の所有状況を明確にすることが第一歩です。

今回作成する森林境界（案）は、**森林整備の検討に活用する基礎資料**です。

※法務局の管轄である、**登記情報や公図・地籍図等に影響を与えるものではありません。**

ただし、本事業範囲で地籍調査を実施する際は、**作成した森林境界（案）を参考にする**可能性があります。

※また、本成果品を基に滋賀県が管轄する森林簿情報の修正等が行われることがあります。

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■今回の範囲図(荒谷・小荒谷・尾條・中井・大谷・野畑・中山の一部)



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■ 従来の手法

従来の森林境界の確認では、現地立会が必須でした。
しかし、所有者様の高齢化が進み、また、世代交代に伴い転出される所有者様が増えておられます。
そのため、**現地立会が困難な状況**です。

現状



現状



急傾斜地も多く、現地に赴いての確認が困難

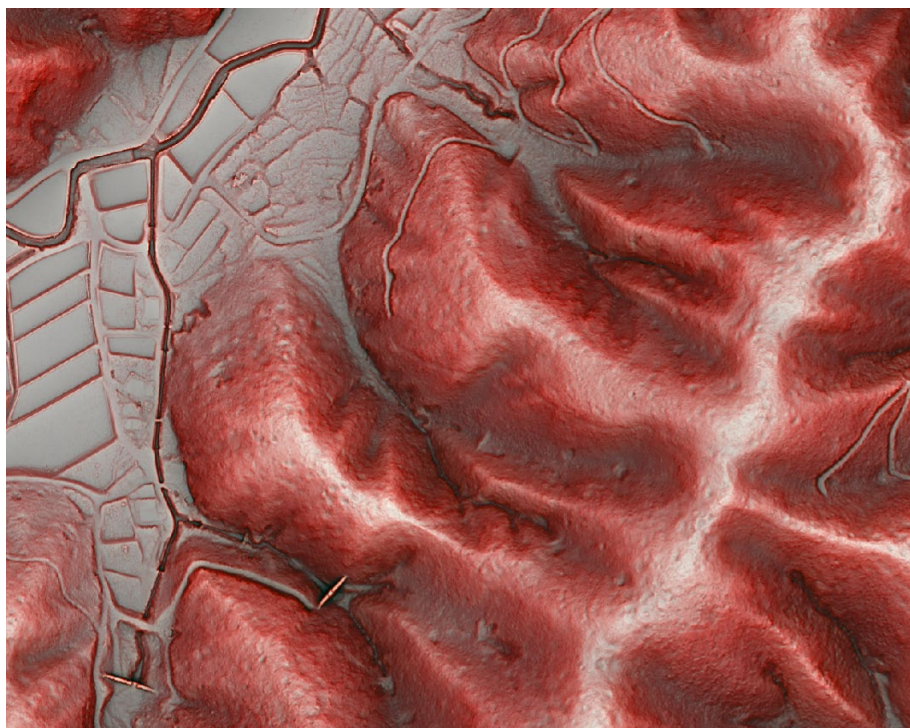


■ 新しい技術を用いた森林境界(案)の作成

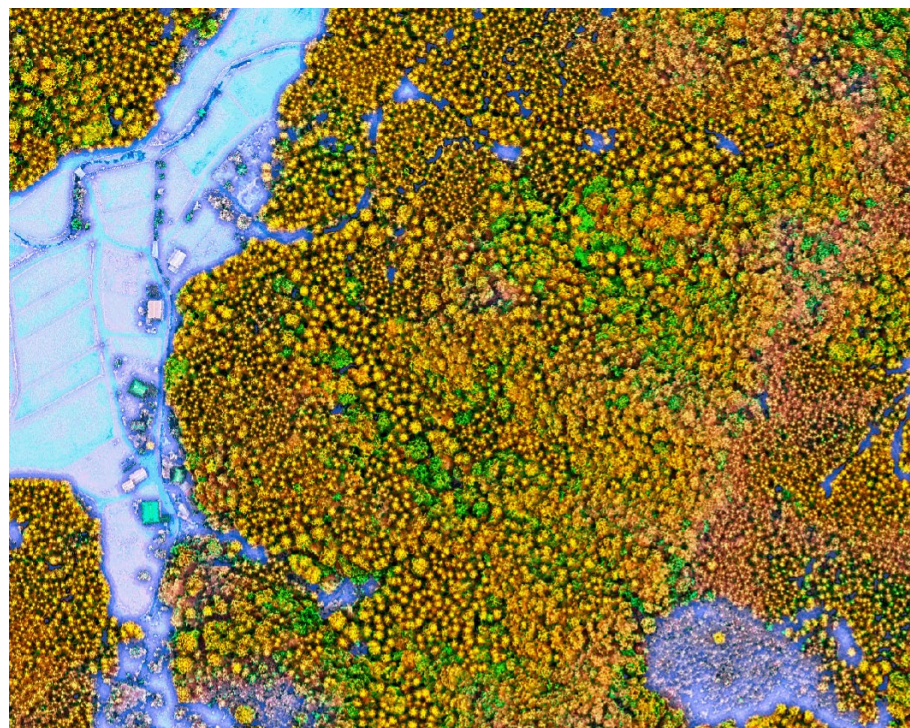
■ 解決策

「**地形に立体感をもたせた地図**」や「**樹木を色分けした地図**」といった、最新の地図を作成して山の見える化を実現しました。原則として、現地立会なく森林境界(案)を作成します。

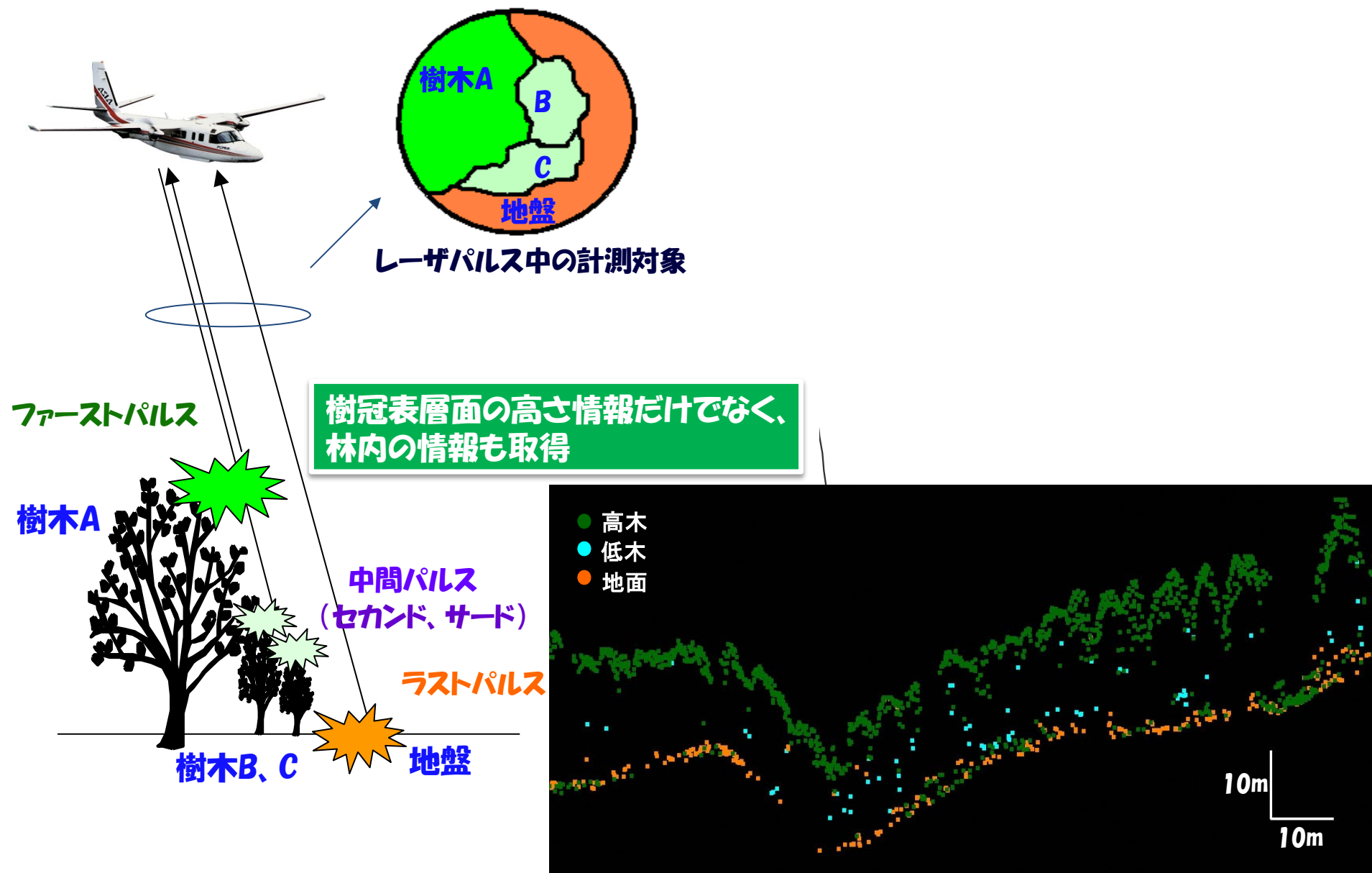
【赤色立体地図】



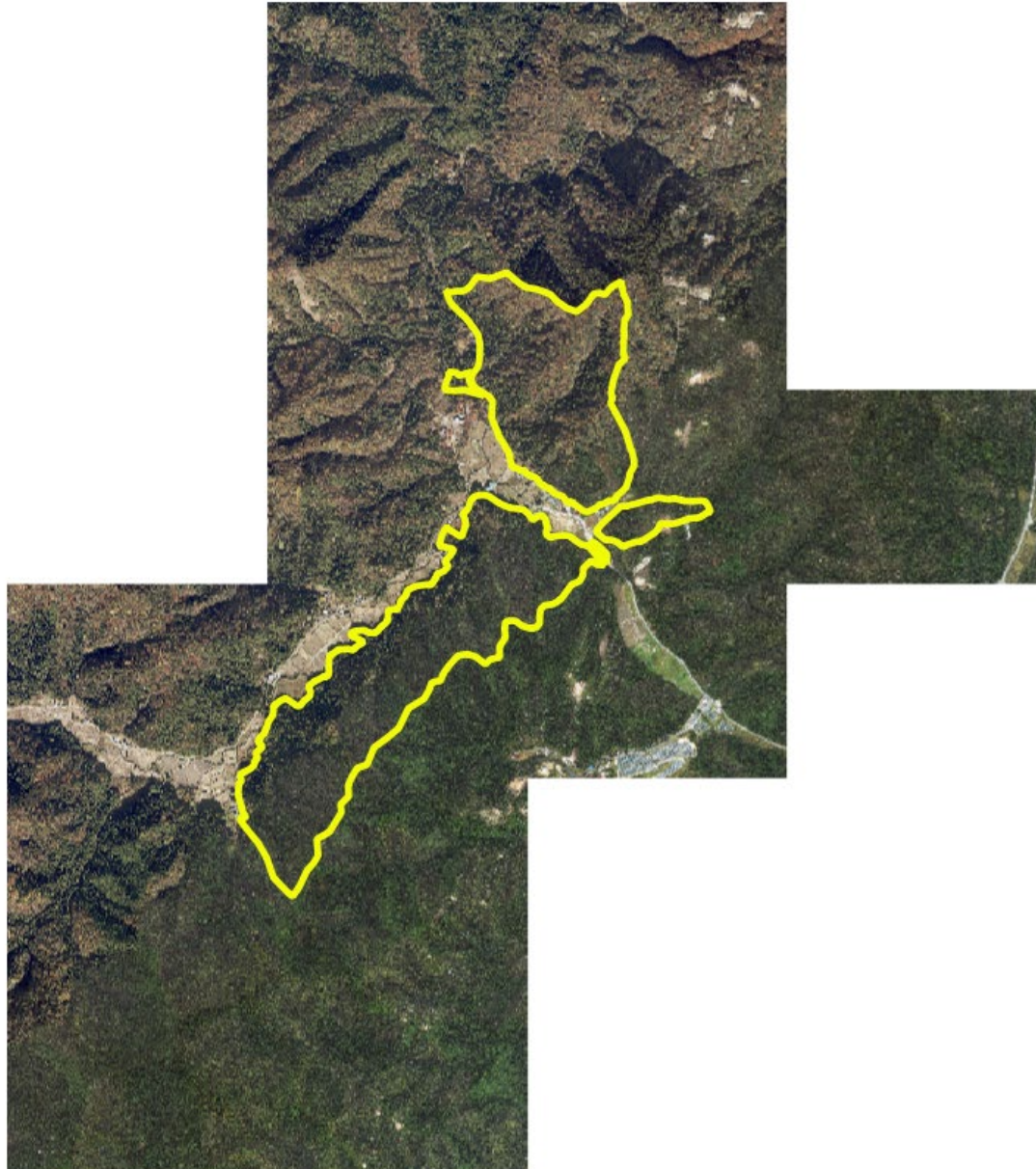
【レーザ林相図】



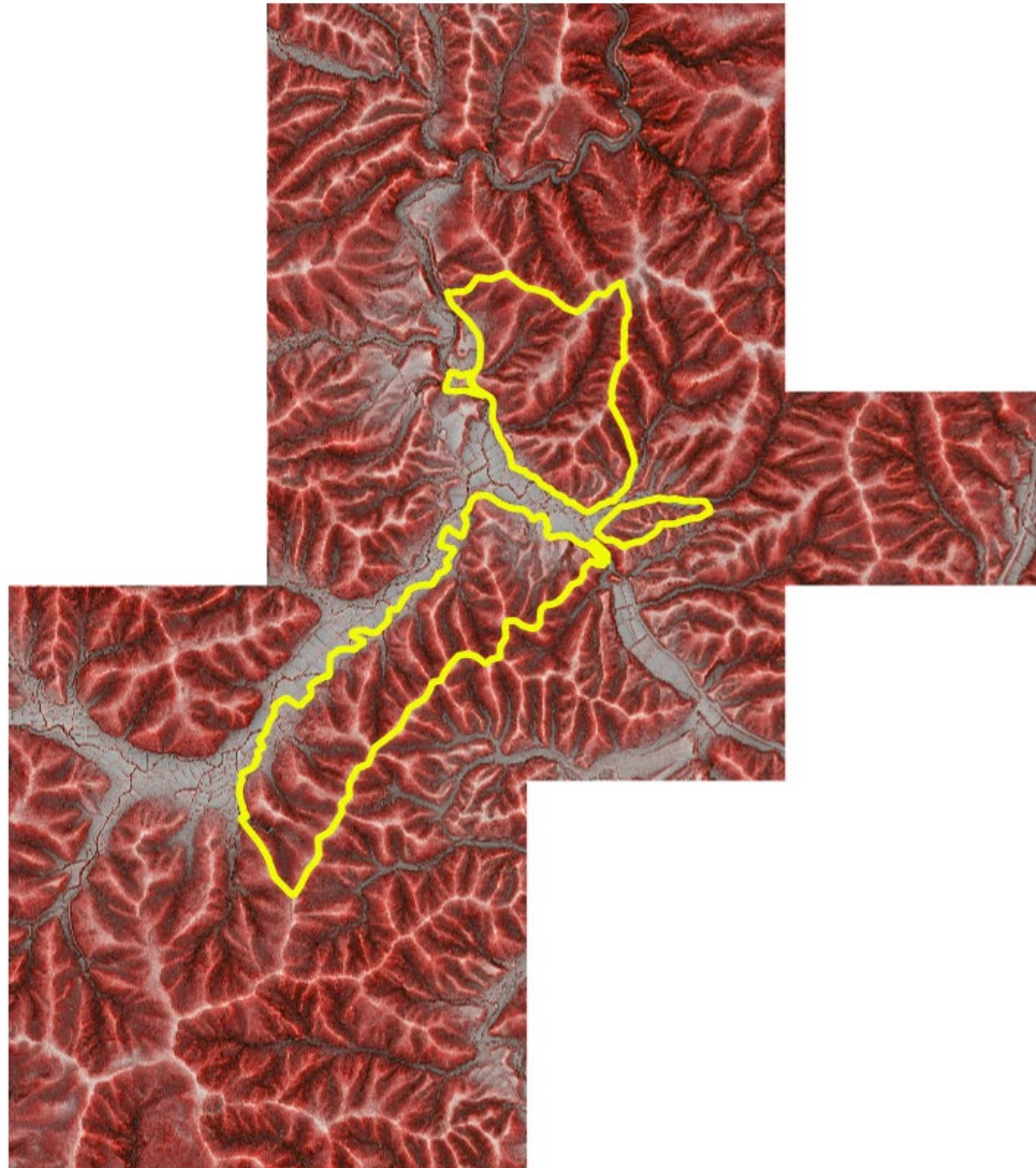
■ 新しい地図は、航空レーザ測量により作成しました



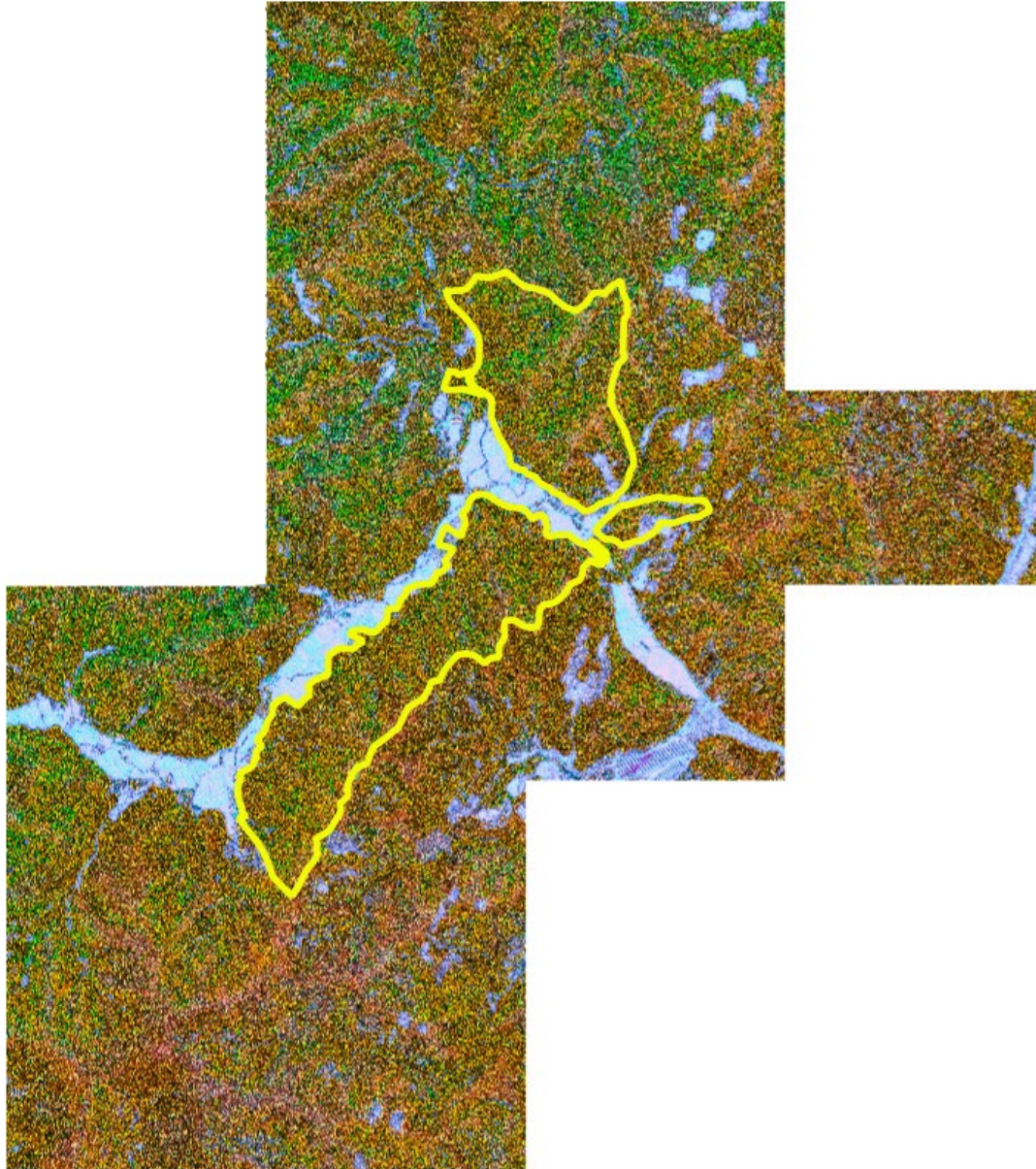
■ 当該地区の航空写真（令和4年計測）



■ 当該地区の赤色立体地図（令和４年計測）



■ 当該地区のレーザ林相図（令和４年計測）

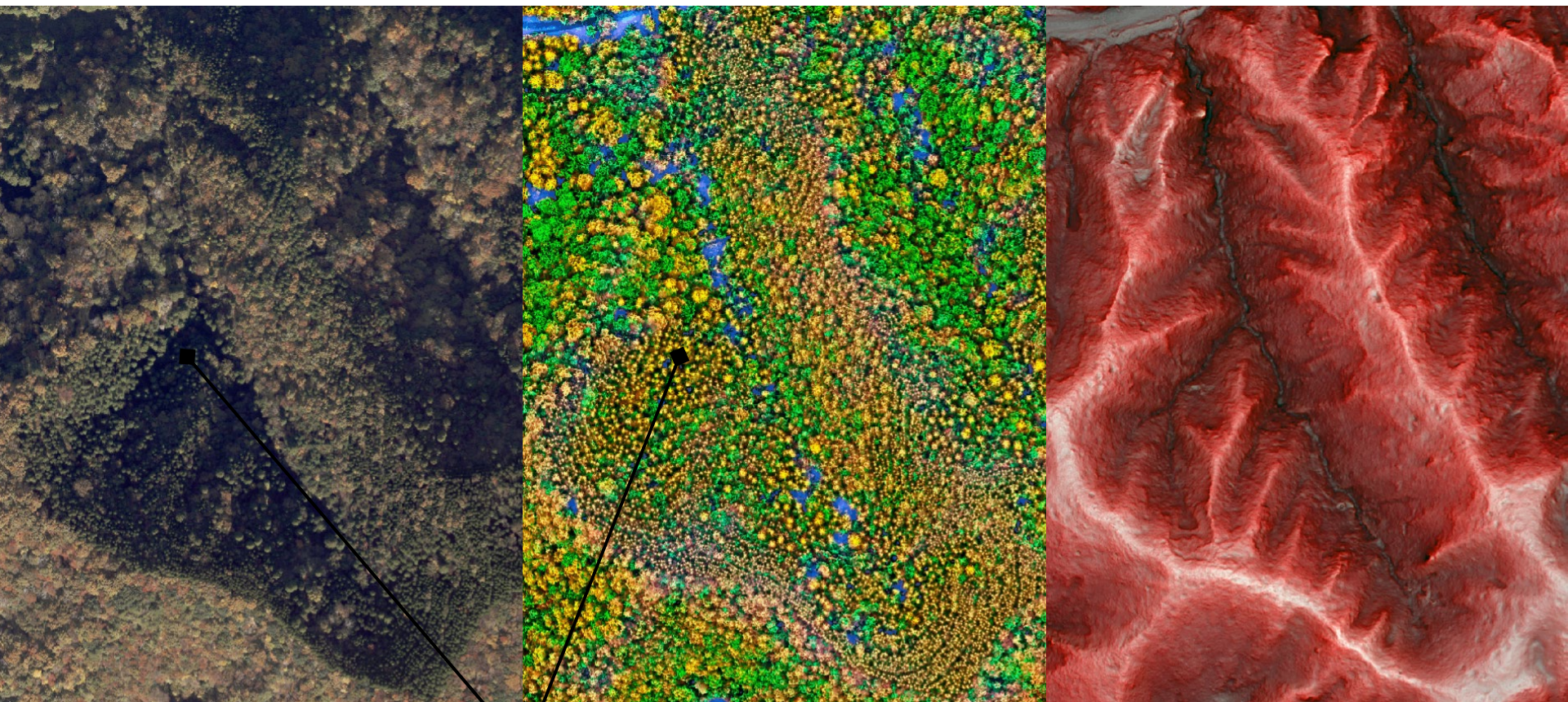


■ 航空写真・レーザ林相図・赤色立体地図 比較

航空写真

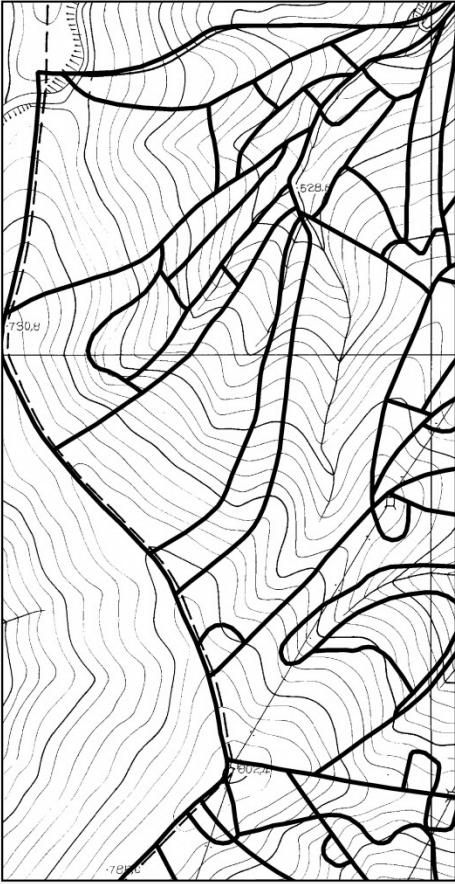
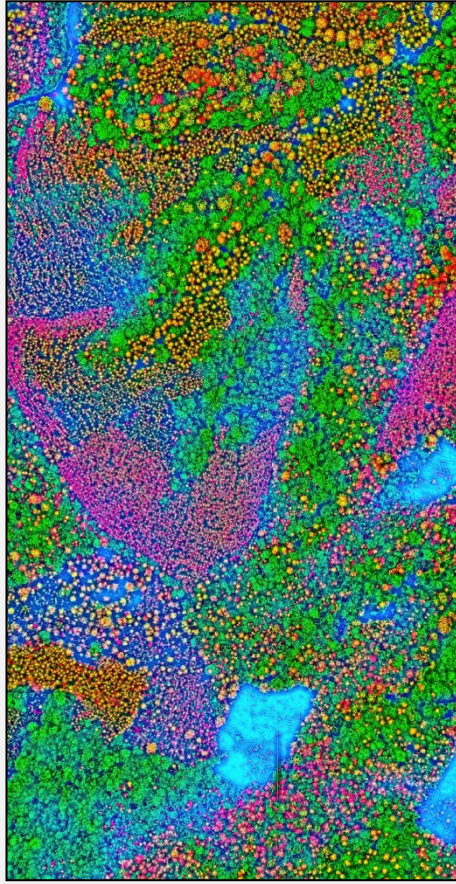
レーザ林相図

赤色立体地図



影の影響が無い

■ 森林境界(案)の作成に用いる地図

森林計画図 (現況把握)	赤色立体図 (地形判読)	航空写真図 (現況把握)	レーザ林相図 (林相判読)
民有林の種別や境界を示す地図	尾根、谷、里道等、「地形」が見える図	森林の現況が見える航空写真図	樹種が色分けされた「林相」が見える図
			

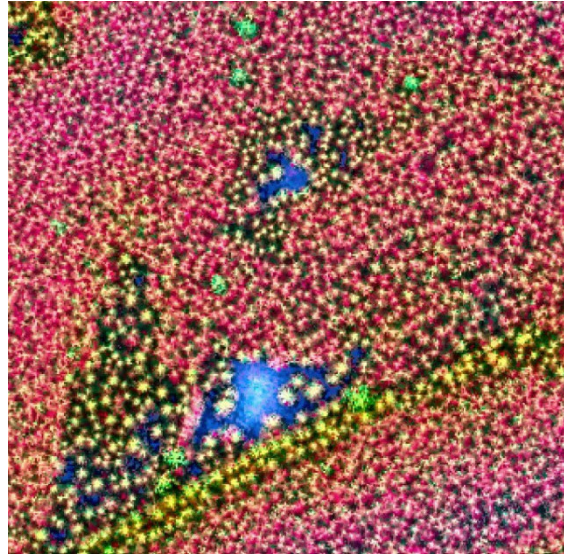
■ レーザ林相図

- 航空写真ではわかりづらい、樹種・林相（樹木の大小、配置など）を視覚的に把握できる図面です。
- 境界に植えられた特徴的な樹木（境界木）なども確認できます。

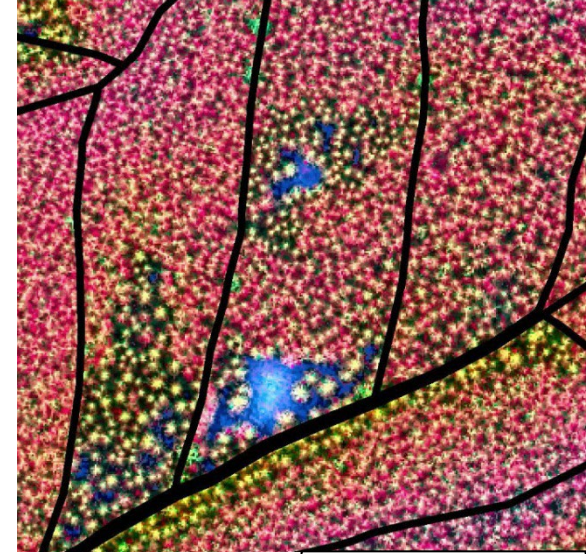
航空写真



レーザ林相図



レーザ林相図＋境界線



— 地籍境界
(国土調査後)

列状境界木



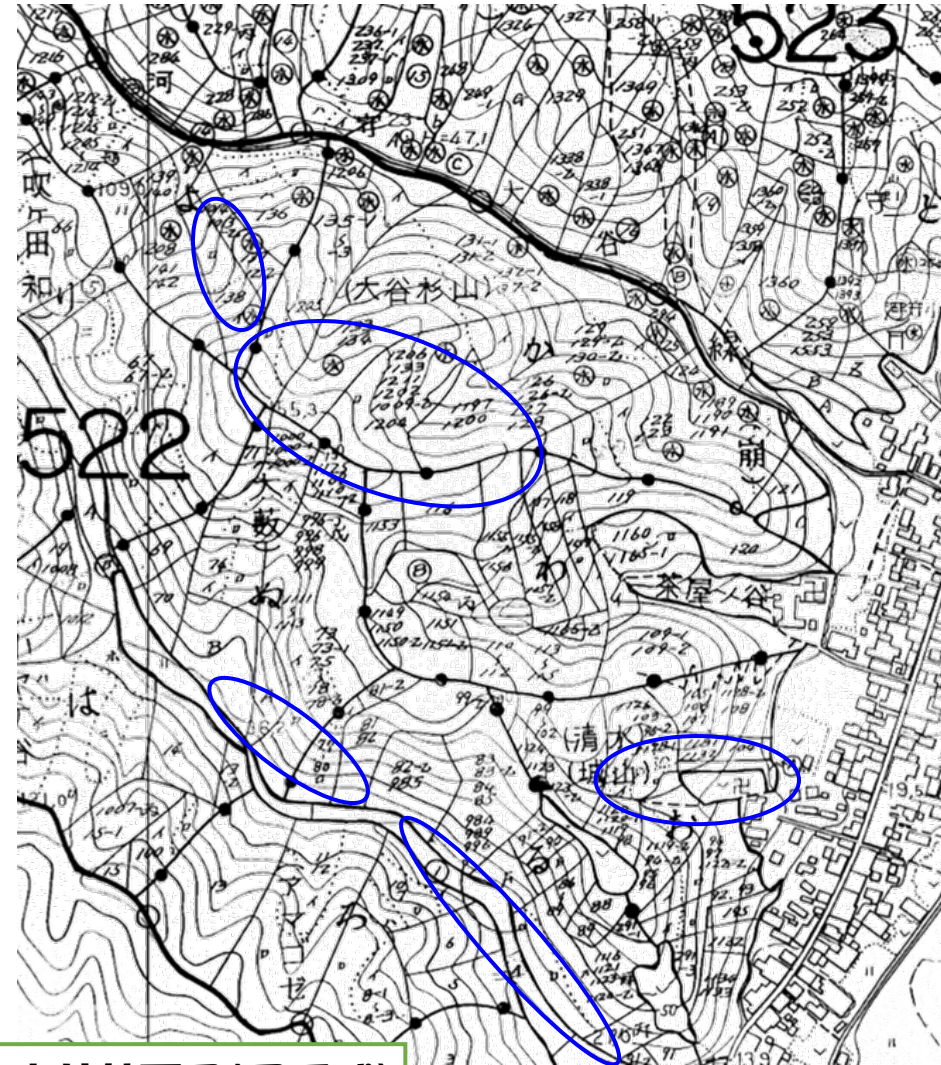
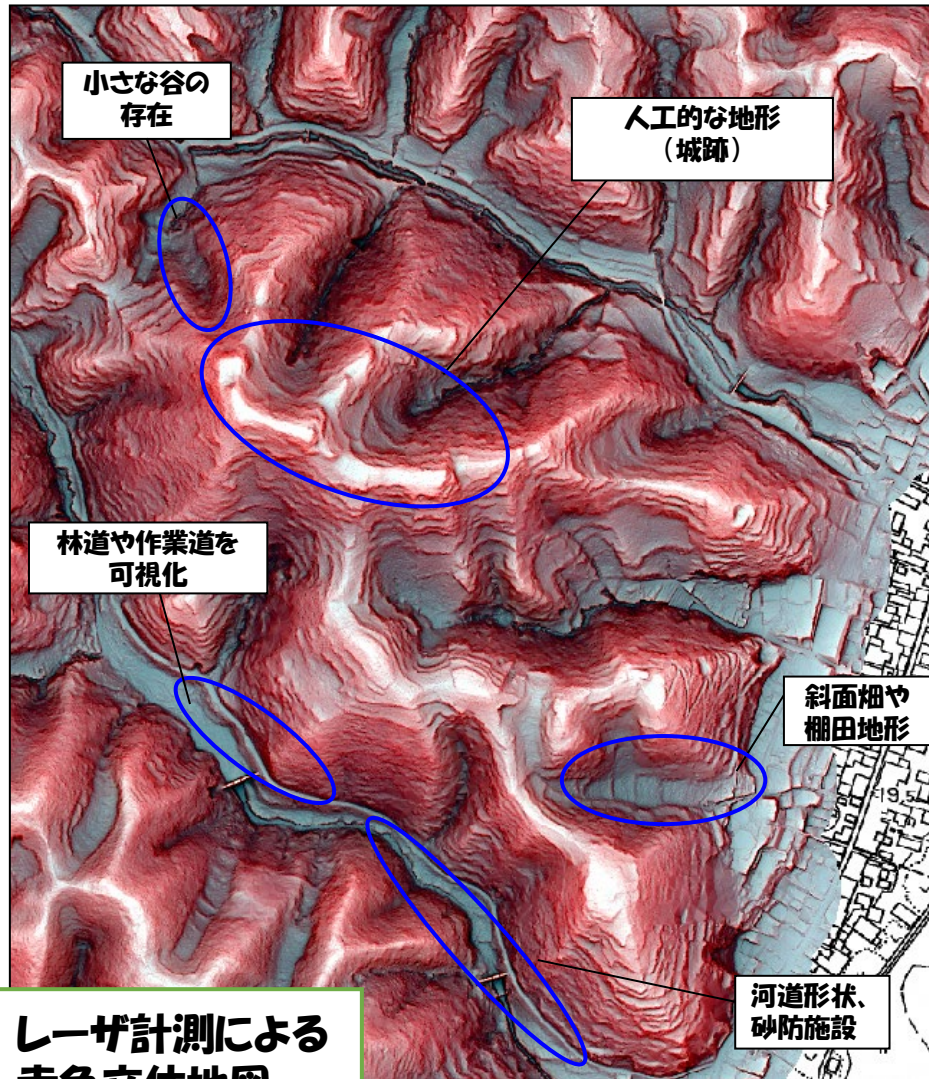
境界確認用に
植えられたマツ



列状境界木(2列のスギ)

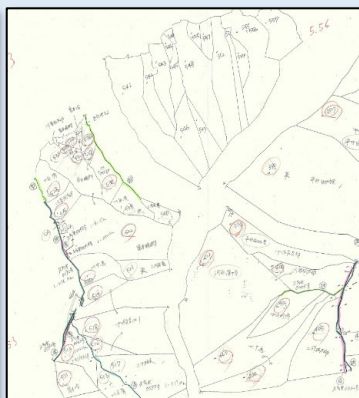
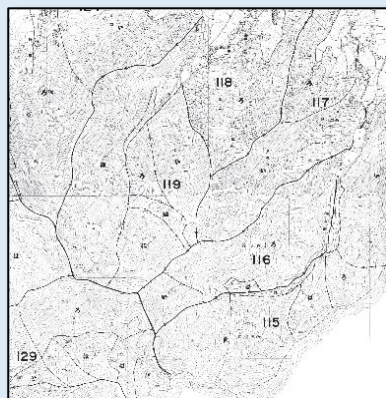
■ 赤色立体地図

森林境界の検討にあたって等高線ではわからなかった、細かい尾根や谷、作業道といった、微地形の位置を正確に表現できます。



■ 森林境界(案)の作成手順

森林簿と森林計画図 登記簿と公図



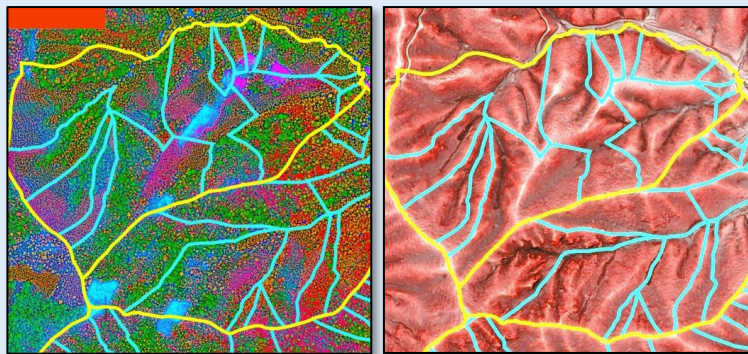
- ・ 森林計画図、公図を用いて各筆の位置検討をします。
- ・ 位置がわからない筆は、聞き取りなどを通じて把握します。

その他参考情報

- ・ 地積測量図
- ・ 間伐マップ
- ・ 施業履歴図

etc.

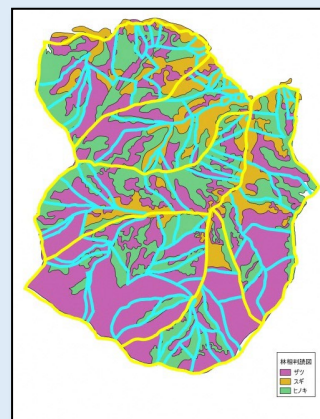
林相、地形の情報



- ・ 林相や地形を確認し、森林境界（素案）を作成します。

森林所有者の情報

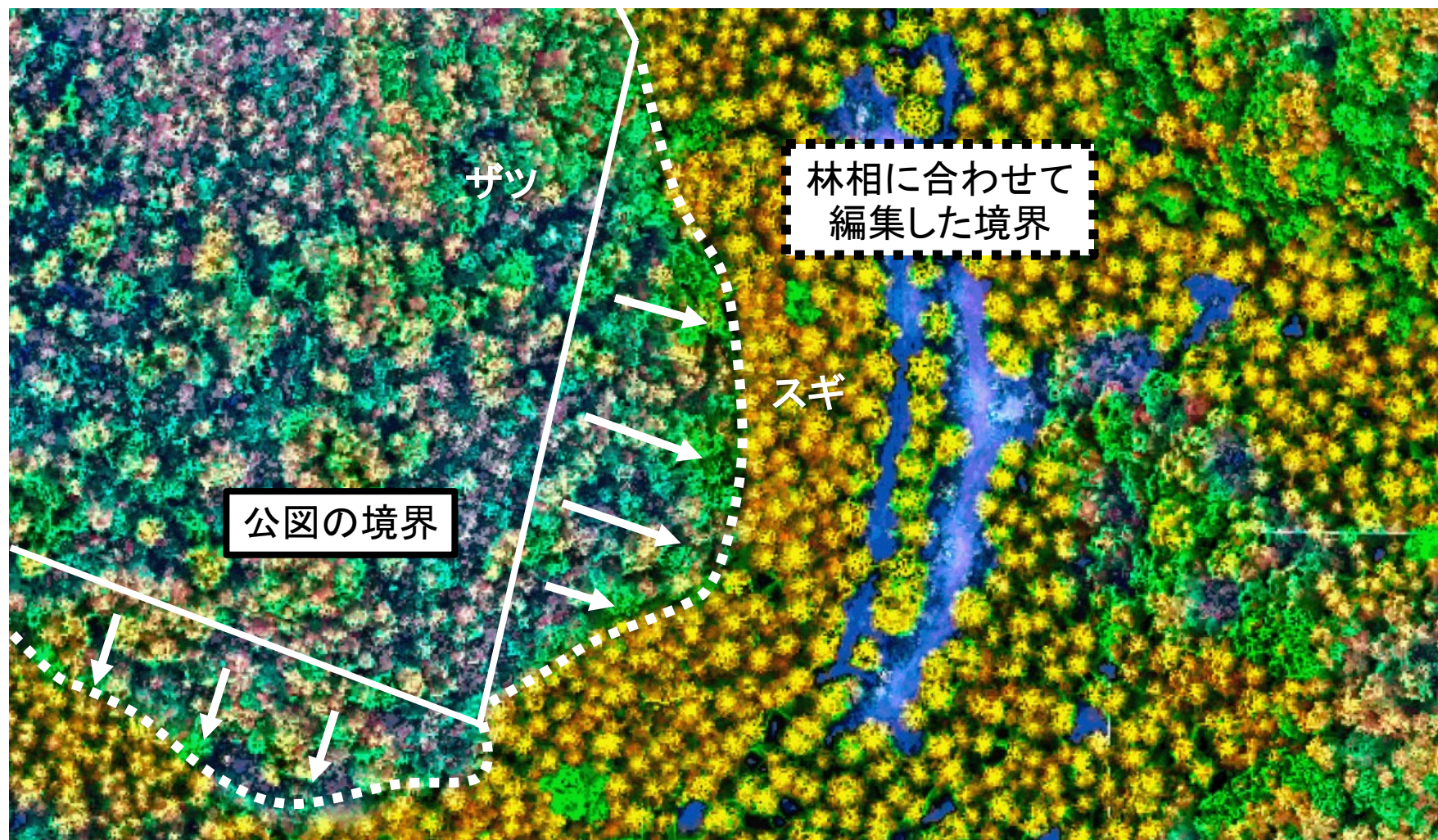
森林境界（案）



- ・ 個別境界確認会にて確認し、森林境界（案）を作成します。

■ 森林境界(案)の確認手法 : 林相

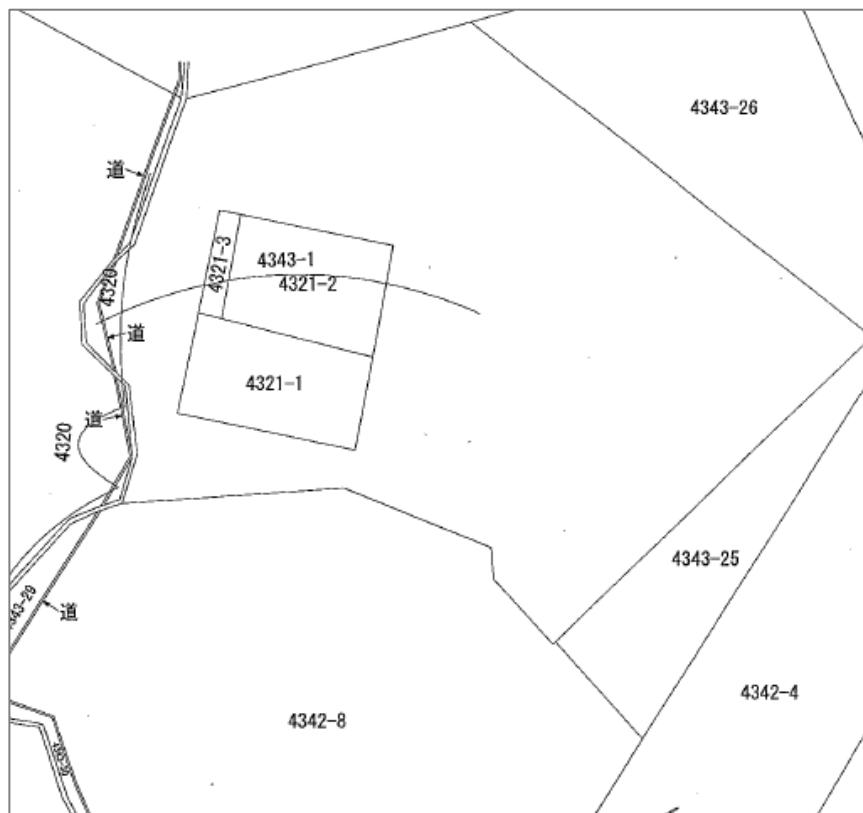
レーザ林相図から樹木の生え方の違いを確認し、森林境界（案）作成



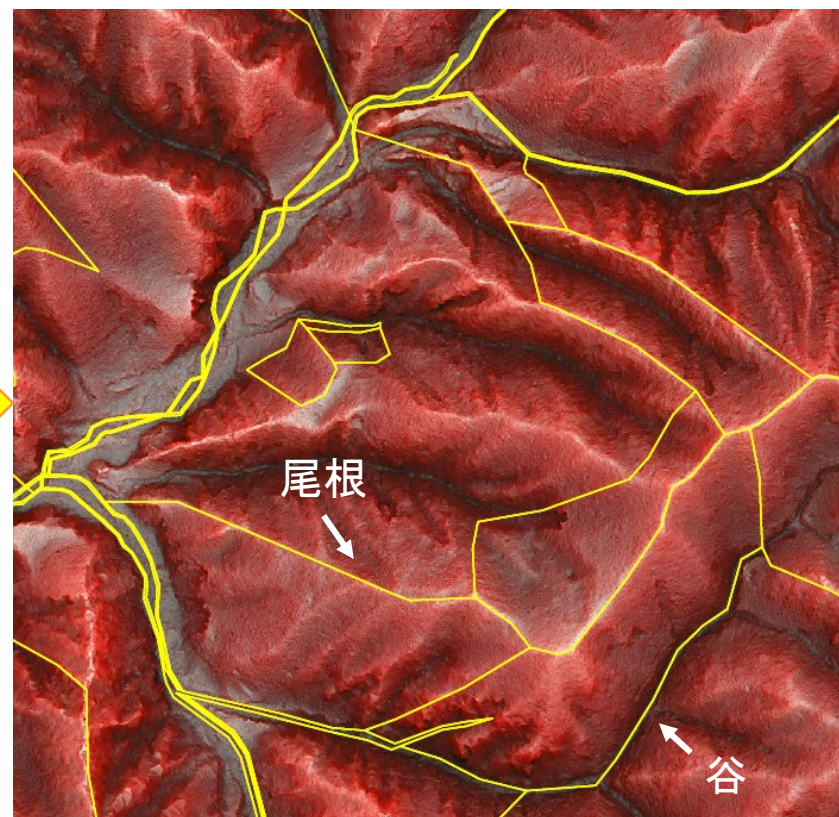
■ 森林境界(案)の確認手法 : 地形

地形・地物を参考に森林境界を確認

◇公図



◇赤色立体地図



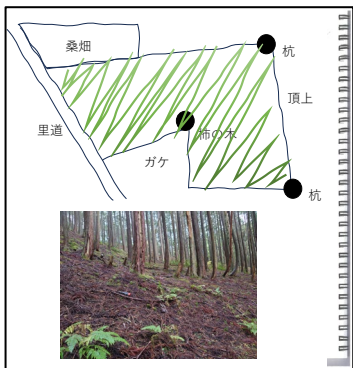
1

境界（案）の確認にあたって教えて頂きたい情報

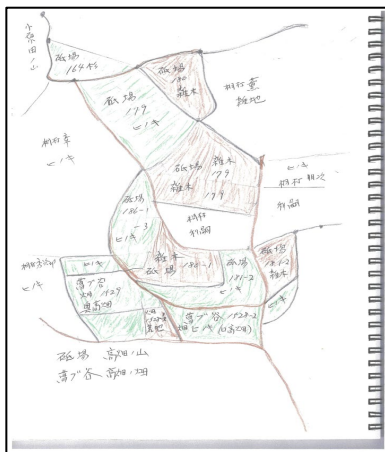
分類	内容
自然 地形	尾根・谷・河川・岩
人為 地形	里道・水路・田・畑・（林道・作業道）
林相	樹種・木の大きさ・境界木・列状木
その他	地積測量図など根拠資料があるもの 所有者からの証言があるもの 赤色立体地図やレーザ林相図以外が 根拠資料になるもの
不明	上記の根拠が該当せず、根拠不明のため森林計画図に準じた場合

根拠となる資料イメージ

▼境界のヒントになる 手書き図面と写真



▶植栽状況が分かる図面



1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

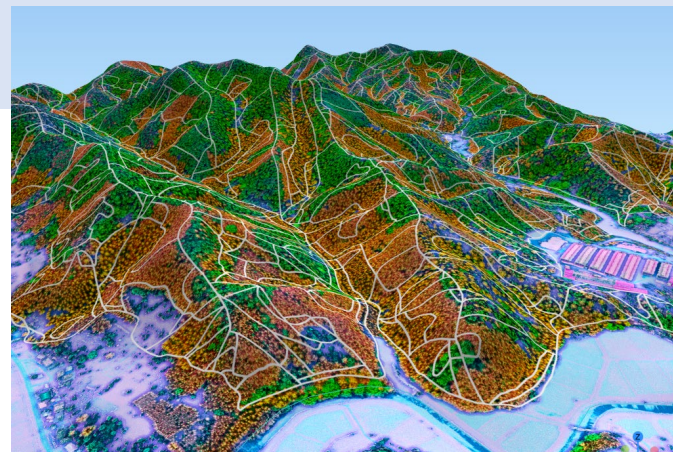
5. 今後の流れ



■ 森林境界(案)とは

- ・ 森林境界（案）は、森林を**管理していくための境界（案）**です。
- ・ 木の種類や植えた時期の違いや尾根や谷の地形から、**木を植栽した所有者を把握**します。
- ・ 森林所有者が森林管理を市に委託するのか、自ら経営管理をしていくのかの、**意向を確認する際に参考とする境界（案）**です。
- ・ 森林の持ち主を明確にするものであり、**土地境界や登記等に影響を与えるものではありません。**
- ・ 今後、本事業範囲で地籍調査を実施する際は、作成した森林境界（案）を参考にする可能性があります。

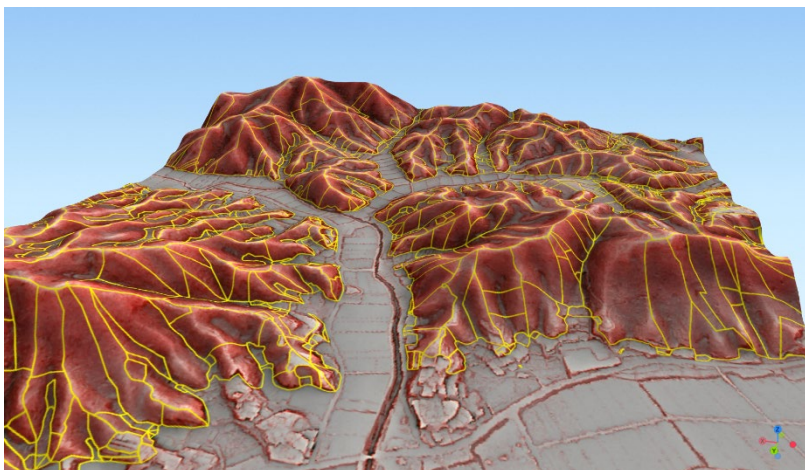
※市に委託した場合でも、自ら森林の管理ができなくなるわけではありません。



森林境界(案)

■ 森林境界(案)とは

- ・案内で右図の地番リストを送付させていただいています。
- ・地番リストに記載している地番は今後事業を進めるにあたり**本事業対象とならない土地になる**場合がございます。



森林境界(案)【イメージ】

令和8年度 高島市森林境界明確化業務（棕川地区）

対象地番リスト 当リストはお手元に保管ください

登記所有者名

No	所有森林地番	No	所有森林地番
1	サンプル		
2			
3			
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

■ お願い

- 境界（案）の確認にあたって以下のような根拠となる資料があれば、些細な情報でも構いませんので、ご貸与をお願いします。

- ・所有する森林の位置を示す地図や書き置き
- ・植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
- ・植林地の様子を示す写真
- ・地域に残る古地図
- ・独自に調査された地番図
- ・売買契約書

等

参考：独自に調査された地番図



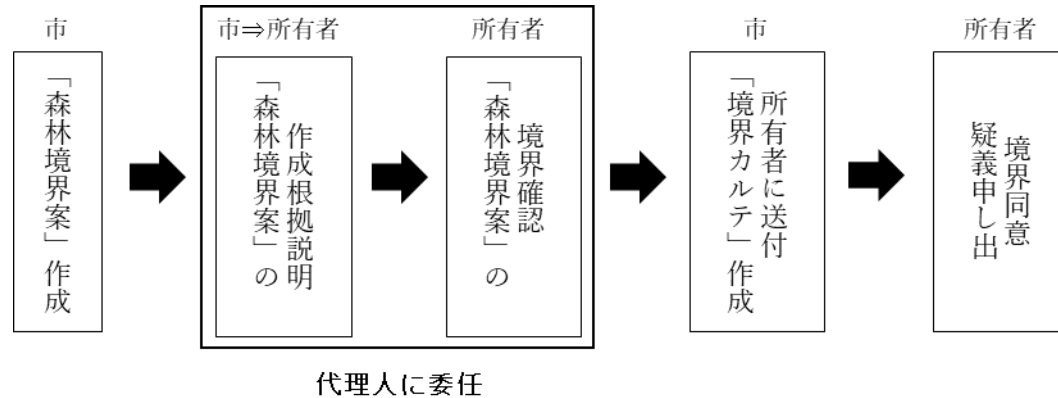
【資料をお持ちの方】

赤色立体地図やレーザ林相図の図面を用意しています。
山林に関する資料をお持ちいただいている方は、受付のスタッフにお声かけの程お願いいたします。

■ 委任状について

所有する森林についてお分かりでない場合は、親族や親戚、知人へ、「境界確認」を委任できます。

委任状は市より送付した案内文の封筒に同封させていただいております。



【委任状をお持ちの方】

委任状を受付のスタッフまでご提出いただきますようお願いいたします。

【委任状をお持ちでない方】

本日提出されたい方はスタッフにお声掛けください。受付にて委任状を準備いたします。

※押印欄はサインでも問題ございません

所有する森林境界についてお分かりでない方で、代理人に「森林境界確認」を委任したい場合、①～④を記入し提出をお願いします。	
登記所有者ID	☐
登記所有者名	
森林境界案確認委任状	
私は、所有山林地番について、高島市が作成した森林境界確認を以下の者に委任します。	
①記入日：令和 年 月 日	
②委任する「代理人」についての記入：必要事項を記入してください	
代理人の氏名・フリガナ	フリガナ
登記所有者から見た代理人との関係	※あてはまる内容に「✓チェック」を記入 ☐ 配偶者 ☐ 親・義親 ☐ 子（配偶者含む） ☐ おじ・おば ☐ 兄弟姉妹（配偶者含む） ☐ 孫（ひ孫）（配偶者含む） ☐ その他親族・知人（ ）
代理人の電話番号	【自宅】 【携帯】
代理人の郵便番号・住所	〒 住所
③当委任状を記入している方についての記入：必要事項を記入してください	
今後案内等の送付先変更	※今後案内等の送付先として希望する内容に「✓チェック」をお願いします。 ☐ 変更しない ☐ 以下の修正内容に送付を変更する
記入者の郵便番号	〒 ※封筒の宛先を、あらかじめ印字しています。修正がある場合は下段に記入の程をお願いします。
記入者の住所	
記入者の氏名	押印欄 認印・サイン可
記入者の電話番号	【自宅】 【携帯】
④登記所有者と当委任状を記入している方の関係：あてはまる内容に「✓チェック」を記入	
登記所有者から見た記入者との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親・義親 ☐ 子（配偶者含む） ☐ おじ・おば ☐ 兄弟姉妹（配偶者含む） ☐ 孫（ひ孫）（配偶者含む） ☐ その他親族・知人（ ）

■ アンケートについて

- 本日アンケートを受付にて回収させていただいております。
- まだ提出がお済みでない方は説明会終了後、受付までご提出をお願いいたします。
- 本アンケートの内容から森林境界に詳しいと判断した方に対してご連絡させていただく可能性がございます。

◇記入方法について質問等がある場合は、スタッフまでお声がけください。

No. :	登記所有者名	高島市森林組合
アンケート		※ご自宅でご記入の上、12/7(日)または12/8(月)の説明会の際にご持参いただけますと幸いです。
今後の説明会等の案内や森林境界案の参考にするために本アンケートにご協力いただけますと幸いです。		
■ご記入いただいている方についての質問です。該当するものに□に✓(チェック)をしてください。		
御回答者の氏名(カナ)を教えてください	(カナ:)	
登記所有者との関係を教えてください	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子・義子 ☐ 孫・ひ孫 ☐ その他親族・知人 ()	
年齢を教えてください。(アンケート記入者)	☐ 20歳以下 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代 ☐ 90歳以上	
連絡が取れる電話番号を教えてください	【自宅】	【携帯】
案内送付時の宛名・住所変更を希望しますか	【宛名変更】 カナ	【住所変更】 〒
※希望する場合は、希望の宛名・住所を記載	宛名	住所
■所有森林に関する質問です。最も近いと思われるものに✓(チェック)をしてください。		
問1 所有森林の所在地(位置や場所)について知っていますか。	☒ 1 全部の所有森林の位置や場所を把握している ☐ 2 一部の所有森林の位置や場所を把握している ☐ 3 全く把握していない	サンプル ↓ 問2~4を回答してください ↓ 問4に進んでください
問2 所有森林の境界について把握されていますか。	☒ 1 隣接者との境界を把握している ☒ 2 複数の森林を所有し、一部のみ隣接者との境界を把握している ☒ 3 隣接者との境界は把握していない	
問3 現在、見回りなどの管理や間伐などの整備(植栽、下刈り、間伐等)をされていますか。該当するものすべてに✓してください。	☒ 1 森林の整備を行っている(自分以外が実施している場合も含む) ☒ 2 日常的な管理(見回り)を行っている ☒ 3 日常的ではないが、数年以内に管理(見回り)を行った ☒ 4 特に管理(見回り)も整備もしていない ☒ 5 人に任せている	
問4 ご親戚や知人に森林の境界に詳しい方がいらっしゃいましたら下記の記入欄でご紹介いただけますでしょうか。	氏名:	
◇いただいた個人情報(業務委託先と共有し、本業務のみで使用いたします)。 ◇右記の業務委託先の担当者から連絡を取らせていただく場合がございます。		
【業務委託先】アジア航測株式会社 西日本支社 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 OAP タワー29 階 担当: 大川 (TEL: 090-6970-8930)・前岡 (TEL: 06-4801-2251)		

■ 聞き取り調査について

森林境界について詳しい方には、個別聞き取り調査の連絡をさせていただきます場合があります。

以下の電話番号よりご連絡させていただきますのでご協力よろしくお願いいたします。

高島市森林組合（担当：桂田）

0740-38-2214

アジア航測(株)西日本支社 国土技術二課（担当：横田・大川）

06-4801-2251

担当：大川（携帯）

090-6970-8930

1. 事業の目的と概要

2. 本事業の対象

3. 新たな手法のご紹介

4. 今回の森林境界(案)の検討に関するご説明

5. 今後の流れ



■今後の流れ

本日

事業内容の説明

令和8年9月27日(日)

聞き取り調査、
資料収集、現地確認

令和8年10月～11月

第1回
森林境界案報告会

令和8年11月
所有者間の境界案の確認・調整

第2回
森林境界案報告会

令和8年12月
修正した境界案の確認・調整

森林境界(案)カルテ
送付、意向調査の実施

令和9年1月発送予定

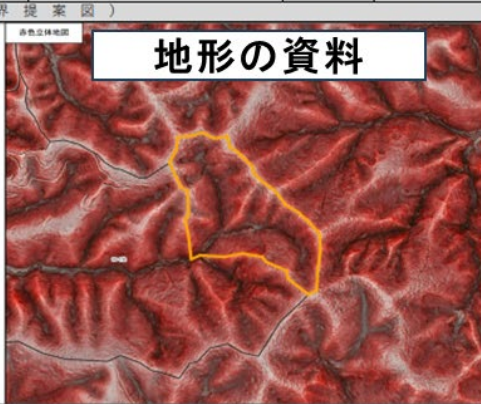
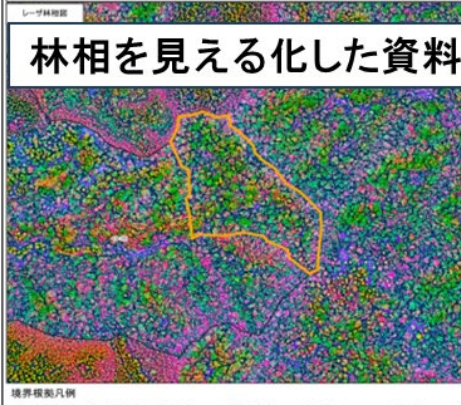
森林整備

令和9年4月以降～

作成した森林境界(案)をご確認いただき、意向調査および森林整備事業への
同意をお願いいたします。

なお本同意は、境界(案)に対しての異論や主張を妨げるものではありません。

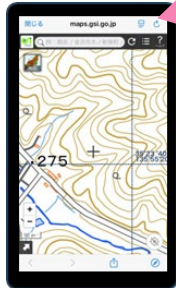
■ 送付予定のカルテ例

(山林所在地)		所有者No.	D	カルテNo.	1/1
小字		 右上のQRコードから、所在地の大きな位置を確認できます。 地番の並びを示す資料  地形の資料 			
地番					
概略位置図 		林相を見える化した資料  上空からの撮影写真 			
(登記簿上の所有者)					
(登記とは異なる 管理者や土地交換等の情報)		境界凡例 — 自然地形 — 人為地形 — 林相 — その他 — 不明 --- 地番界 --- 所有者界 0 100 200 300 400 m			
所有に関する事項					
森林管理者					
(令和6年度 報告会における調査結果)					
境界の根拠					
植栽状況					
根拠資料					
備考					

■ 送付予定のカルテ例

山林の所在地

QRコードを読み取って
いただくと携帯電話等でも
位置をご確認いただけます



(山林所在地)	
小字	字〇〇〇
地番	〇〇〇-〇

山林の位置図



登記簿上の所有者名

(登記簿上の所有者)

教えていただいた 山林に関する情報

【例】

- ・昭和40年頃に父がスギを植林した
- ・北側の土地境は尾根と先代から聞いている
- ・境界にコンクリートの杭を設置している
- ・境界はわからない 等

(登記とは異なる 管理者や土地交換等の情報)	
所有に関する事項	
森林管理者	
(令和6年度 報告会における調査結果)	
境界の根拠	
植栽状況	
根拠資料	
備考	

所有者No.	D	カルテNo.	1/1
(森林境界提案図)			
地番の並びを示す資料		地形の資料	
林相に見える化した資料		上空からの撮影写真	
境界根拠凡例 自然地形 人為地形 林相 その他 不明 地番界 所有境界			
0 100 200 300 400 m			

森林境界案及び土地情報に見える化した資料

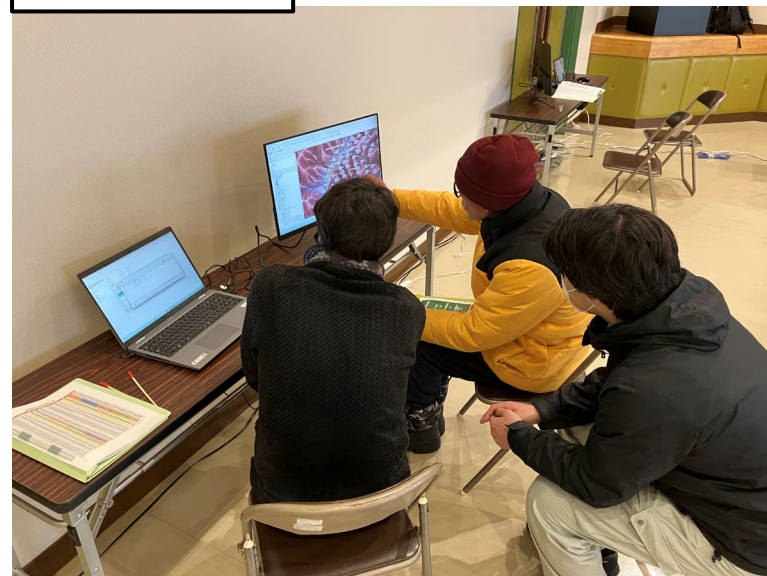
所有山林の情報を引き継ぐ際に、資料としてご活用いただけます

■ 森林境界案報告会の流れ（令和7年度状況）

①受付



②境界確認



③登録内容確認



①受付：登記所有者名、来場者名や連絡先等の確認をさせていただきます。

②境界確認：確認ブースは複数設けておりますが、全てのブースが埋まるとお待ちいただく時間が発生します。

③登録内容確認：境界確認で登録した内容に誤りがないかを確認します。